

仕様書

1. 概 要

(1) 件 名 鹿嶋市役所本庁舎（ほか49施設）で使用する再生可能エネルギー電気

(2) 需要場所 別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

2. 仕 様

(1) 需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量、再生可能エネルギー供給比率等は別紙に掲げるとおり

(2) 受給期間

令和7年11月1日以後の最初の検針日の0:00から令和8年11月1日以後の最初の検針日の前日の24:00まで（1年）

(3) 需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

次のア、イ及びウのすべての条件を満たすこと。

ア 供給電力は100%再生可能エネルギー由来の電力とする。

イ アの環境価値については、鹿嶋市（以下「発注者」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

ウ 供給電力の調整後排出係数※は $0.000 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ とすること。

※ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

(7) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(8) 検針及び計量

ア 送配電事業者が行う検針は、各月ごとに当該送配電事業者が定めた日（検針区域に応じ

て当該送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日)に原則として実施するものとする。

イ 当該送配電事業者が行う計量は、当該送配電事業者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

3. 電気料金の算定方法

本電力調達においては、「単価固定型契約」又は「単価変動（市場連動）型契約」のいずれかの電力需給契約方式とし、次の算定方法に従って電気料金を算定すること。

なお、いずれの契約方式においても、単価の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとし、端数がある場合は、小数点以下第三位で四捨五入すること。

(1) 単価固定型契約

「単価固定型契約」における電気料金は、次のア～エを踏まえて算出した合計金額とする。

ア 基本料金

各契約ごとに基本料金単価を受注者が独自に定め、毎月の契約電力に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

イ 電力量料金

各契約及び各月ごとに電力量料金単価を受注者が独自に定め、毎月の当該契約の使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

ウ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準ずる、又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとする。

また、前段において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、発注者と受注者が別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

(2) 単価変動（市場連動）型契約

「単価変動型契約」における電気料金は、次のア～ウを踏まえて算出した合計金額とする。

ア 基本料金

各契約ごとに基本料金単価を受注者が独自に定め、毎月の当該契約ごとの契約電力に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

イ 電力量料金

各契約ごとに電力量料金単価を受注者が独自に定め、毎月の当該契約の使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、料金の算出についてはJEPX（一般社団法人日本卸電力取引所）の実績値をもとに算定するものとする。

ウ 再エネ賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

4. 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからエまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を契約単位で所管する部署に対し、郵送、電子メールへの添付、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ 支払い方法は口座引落とする。

エ 国等が電気料金に係る補助等の経済支援を実施した場合は、当該対策に応じて値引きを行うこととする。

5. 供給電力における再生可能エネルギー由来の根拠

受注者は、発注者と締結する契約書において、供給される電力がすべて再生可能エネルギー電気であることを証明できる表現を明記することとする。

6. 入札金額の算出方法等

本電力調達における入札金額の算出方法等は、次のアからエを踏まえて算出した金額とする。

ア 入札参加予定者が環境価値の単価を任意で設定する場合は、固定単価とすること。

イ 燃料調整単価を設定する場合、指定する燃料費調整単価を用いて算出すること。

なお、受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合はその算定諸元が公表されていることとする。

ウ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価の算出を行うこと。また、契約期間中は同一単価とすること。

エ 本入札における各金額の算出に用いる各単価及び金額において、再エネ賦課金は考慮しないこと。

7. 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連

絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のアからエに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者が定める託送料金、損失率の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ 過去に官公庁・自治体・官公庁の所有施設を管理する外郭団体等への供給実績があるものとする。

エ 直近1年以内に債務超過・会社更生法の適用を受けていないものとする。

(5) 供給責任

電気事業法第2条の2の登録を受けたみなし小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

8. その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以 上